

厚木市立保育所延長保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、延長保育事業（以下「延長保育」という。）の実施及び延長保育料の徴収について、厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）及び厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例施行規則（平成27年厚木市規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び条例の例による。

(実施保育所)

第3条 延長保育の実施保育所（以下「保育所」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(実施日及び実施時間)

第4条 延長保育は、厚木市立保育所運営管理規則（昭和44年厚木市規則第25号）第4条第1項及び第2項に規定する休所日以外に実施する。

2 保育所における延長保育時間（以下「時間」という。）は、法第20条第3項の規定により市が認定する保育必要量の区分（以下「認定区分」という。）に応じ、別表第2に定めるとおりとする。

(対象児童)

第5条 延長保育の対象は、保育所を利用し、かつ、法第19条第1項第2号及び第3号に規定する区分の認定を受けた児童であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保護者の就労形態、通勤時間等やむを得ない事由により、認定区分を超えて保育が必要と認められる者

(2) 発達上又は健康上の支障を生じるおそれがない者

(利用申込み)

第6条 延長保育を必要とする児童の保護者は、延長保育利用申込書を福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。ただし、緊急かつ一時的な利用にあつては、この限りでない。

(利用申込みの審査)

第7条 所長は、前条の規定により保育所に申込書の提出があつたときは、別表第2に定める時間における保育の必要性を審査しなければならない。

2 所長は、前項の審査に必要な書類を保護者から提出させることができる。

(利用承諾)

第8条 所長は、前条の規定により審査したときは、その結果を延長保育利用承諾通知書又は延長保育利用不承諾通知書により、その旨を保護者に通知するものとする。

(解除)

第9条 前条の規定により延長保育の利用承諾を受けた児童の保護者（以下「保護者」という。）は、就労状況等に変更が生じたことにより、延長保育の、利用解除を希望するときは、解除を希望する月の前月の25日までに延長保育利用解除届（以下「届出書」という。）を所長に届け出なければならない。

2 所長は、保護者から前項に規定する届出書の提出があった場合又は次の各号のいずれかに該当した場合は、延長保育の利用解除をできるものとする。

(1) 第5条の規定に該当しないと認められるとき。

(2) 保護者が条例別表第2に規定する延長保育料を滞納したとき。

3 所長は、前項の規定により利用解除を行ったときは、延長保育利用解除通知書により保護者に通知するものとする。

(延長保育料の納期限)

第10条 条例第7条の規定により市長が指定する延長保育料の納期限は、支払方法等に応じ、別表第3に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、延長保育料の納期限を変更することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称
厚木市立相川保育所
厚木市立小鮎保育所
厚木市立玉川保育所
厚木市立南毛利保育所

別表第2（第4条関係）

認定区分	曜日	時間
保育標準時間	月曜日から金曜日まで	午後6時30分から午後7時まで
保育短時間	月曜日から金曜日まで	午前7時30分から午前8時30分まで
		午後4時30分から午後7時まで
	土曜日	午前7時30分から午前8時30分まで

備考 「保育標準時間」とは子ども子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。）第4条第1項の規定により、1日当たりの保育の利用が11時間までの保育必要量の認定を受けた子どもをいい、「保育短時間」とは同項の規定により1日当たりの保育の利用が8時間までの保育必要量の認定を受けた子どもをいう。

別表第3（第10条関係）

認定区分	支払方法	納期限
保育標準時間	月額	延長保育を利用した月の25日
	日額	延長保育を利用した月の翌月の25日
保育短時間	日額	延長保育を利用した月の翌月の25日

備考1 「保育標準時間」とは子ども子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。）第4条第1項の規定により、1日当たりの保育の利用が11時間までの保育必要量の認定を受けた子どもをいい、「保育短時間」とは同項の規定により1日当たりの保育の利用が8時間までの保育必要量の認定を受けた子どもをいう。

2 「月額」とは常態的に認定区分を超えて保育が必要と認められる子どもの延長保育に係る月当たりの料金をいい、「日額」とは緊急かつ一時的に延長保育を利用する子どもに係る日当たりの料金をいう。